

事業 優先順位		2		細事業：後期高齢者関係事務費拠出金						整理 番号		99							
目的		支払基金の後期高齢者支援金の業務に関する事務の処理に要する費用は、医療保険者を通じ、国保や健保組合等の被保険者が負担することとされ、この費用に充てるため、各医療保険者は支払基金へ後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。																	
目標		現役世代（75歳未満）の被保険者一人当たり負担額に、被保険者数を乗じて算定される、当該年度の納付額を、後期高齢者関係事務費拠出金として納付する。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		平成20年度		根拠 法令		高齢者の医療の確保に関する法律第118 条第2項									
事業費・財源					平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数					平成24年度		比 較			
	事業費（決算額）（千円）				116					総コスト（千円）				116					
	財源内訳	一般財源				116				内 訳	事業費				116				
		国庫支出金				0					人件費				0				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0				一人あたり（円）				1					
						0				世帯あたり（円）				2					
						0				参 考	職員数（人）				0.00				
						0					再任用職員数（人）				0.00				
今後の方向性		後期高齢者関係事務費拠出金を適正に支出する。																	
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	社会保険診療報酬支払基金											
	A		A		B														

細事業：後期高齢者関係事務費拠出金

1. 後期高齢者関係事務費拠出金

社会保険診療報酬支払基金における後期高齢者支援金業務に関する事務の処理に要する費用は、各医療保険者を通じ、国保や健保組合等の加入者が負担することとされ、この費用に充てるため、各医療保険者は社会保険診療報酬支払基金へ後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。

平成24年度は、加入者一人当たりの負担額3.7円に加入者見込み人数を乗じた116,024円を後期高齢者関係事務費拠出金として社会保険診療報酬支払基金に支払った。